

旭警察署管内犯罪抑止に対する各種取り組み

- ・ 住民の方と共に防犯パトロールを実施しています。
防犯指導員等地元防犯ボランティア団体と共に市街地を歩き、非行少年の補導や犯罪抑止のパトロールを実施しています。

- ・ 各種団体等の集会等で、防犯行講話を実施しています。

老人クラブ・婦人会等の各会合に出席し、犯罪情勢及び犯罪手口、防犯対策等を具体的に説明し、旭市民の皆様へ情勢を認識していただき、犯罪に遭わないよう防犯講話を実施しています。



- ・ 電話 d e 詐欺被害防止対策を実施しています。

年金支給日には、管内全金融機関及びATM設置のコンビニエンスストアにおいて特別警戒を実施し、管理者に被害防止対策の依頼を行っています。また、定期的に各金融機関に対して電話 d e 詐欺防止の教養等も実施し、被害防止に対する正しい理解と協力をお願いしています。

- ・ 少年非行対策を実施しています。

管内の小中学校等に赴き、青少年が犯罪の加害者または被害者とならないよう、インターネット・携帯電話教室、薬物乱用教室等を実施しています。

- ・ 高齢者宅を訪問する機会の多い企業に対する各種防犯対策依頼の実施

旭警察署では、当署管内の高齢者宅を狙った犯罪（特に電話 d e 詐欺予兆電話）が増加している状況を受け、被害を未然に防止する施策として、業務で高齢者宅を訪問する機会が多い各企業に対して、発生状況や手口傾向等の情報を提供するとともに、企業が高齢者宅を訪問した際の犯罪被害に関する注意喚起協力依頼を実施しています。



◎ 防犯講話の依頼は、旭警察署生活安全課（0479-64-0110）までお願いいたします。

・ 電話 d e 詐欺犯罪抑止功労者への感謝状贈呈

旭警察署管内では、高齢者を狙った電話 d e 詐欺に関する犯人からの電話が多く発生しています。

10月10日に、管内の金融機関窓口を訪れた同被害に遭う寸前であった被害者に適切な助言等をして被害を未然に防止した金融機関職員に対して、その功労を称えて、当署長から感謝状を贈呈しました。



・ 「児童虐待」は著しい人権侵害です。

「児童虐待」とは、保護者（親または親にかわる監護者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健全な発育や発達に悪影響を与えることです。法律（児童虐待の防止等に関する法律）では、次の4種類に分類されています。

① 身体的虐待

子どもの身体に怪我を生じさせるような行為

（例）殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで拘束する、意図的に病気にさせる行為など

② 性的虐待

子どもにわいせつな行為をしたり、させたりする行為

（例）子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、性器や性的な行為を見せる行為、子どものポルノ写真を撮るなど

③ ネグレクト

子どもの保護の怠慢、教育の放棄・拒否、不適切な生活環境など子どもの心身の正常な発達を妨げるような行為や、虐待を受けている子どもの放置その他保護者としての監護を著しく怠ること行為

（例）自宅内に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中等に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

④ 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言や著しく拒絶的な対応、子どもの面前における配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に対する暴力行為その他子どもに著しい心理的外傷を与える言動

（例）子どもへの暴言、脅迫、無視、拒否的な態度、他の兄弟との著しい差別、子どもの面前での夫婦間暴力など

児童虐待は子どもの心や身体に深刻な傷あとを残します。子どもを一人の人間として認め、その人権を尊重しなければならないことは当然のことです。親だからといって、子どもの人権をないがしろにしているという権利はありません。

児童虐待は絶対に許されない行為です。